

博物館の登録に関する基準（案）

博物館の登録に関する基準は、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「省令」という。）第19条から第21条までの規定を参酌し、以下のように定める。

（1）博物館の体制に関する基準

博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1. 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
2. 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
3. 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所属する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
4. 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行う体制を整備していること。
5. 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
6. 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
7. 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

（2）博物館の職員に関する基準

法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1. 前項第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
2. 学芸員が置かれていること。
3. 前項第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(3) 博物館の施設及び設備に関する基準

法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1. 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
2. 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
3. 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
4. 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。